

解体工事における安全衛生確保について要請

神奈川県労働局（局長 宿里明弘）は、令和8年7月1日、一般社団法人神奈川県解体工事業協会会長に対し、解体工事における安全衛生確保の徹底について要請を行いました。

本要請は、解体工事における死亡災害が近年は毎年発生している状況にあることや、本年4月7日に川崎市で発生したクレーン解体作業中の重大災害（作業員5人が転落し、3人死亡、1人重傷、1人行方不明）を重く受け止めて行ったものです。

併せて、厚生労働省が令和8年5月27日に発出した「大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る総点検について」傘下会員事業場に周知を要請しました。



左から（一社）神奈川県解体工事業協会 児島技術安全委員長、同協会 船津副会長、神奈川県労働局 西本労働基準部長

要請した内容の概要は以下のとおりです。

1 作業計画

- 解体対象物の構造、老朽化状況、石綿の有無、周辺環境を事前調査し、適切な工法を選定すること。
- 作業順序、使用機械、立入禁止区域、墜落防止措置などを明確にした作業計画を作成し、リスクアセスメントを実施すること。
- 解体用機械を使用する場合は、床面荷重や振動による建物への影響を十分検討すること。
- 想定外の構造物や設備が発見された場合は作業を中断し、計画を見直すこと。
- 石綿除去作業は、飛散防止措置やばく露防止措置を確実に講じること。
- 作業計画を関係作業員へ十分周知すること。

2 作業時の安全衛生管理

- 作業内容に応じた作業主任者を選任し、指揮体制を確立すること。
- 元方事業者は現場巡視を行い、関係請負人との連絡調整を徹底すること。
- 外国人労働者には、理解しやすい方法で安全衛生教育を実施すること。
- 夏季は熱中症対策として、体制整備、手順作成、関係者への周知を徹底し、熱中症の早期発見・重篤化防止に努めること。